

令和6年度第1回多良木町議会(6月定例会議)						
招 集 年 月 日	令和6年6月11日					
招 集 の 場 所	多良木町議会議場					
議 会 日 時 及 び	開	議	令和6年6月11日		午前10時00分	
開 閉 宣 告	散	会	令和6年6月11日		午後01時24分	
応招（不応招）	議 席 番 号	出 欠	氏 名	議 席 番 号	出 欠	氏 名
議員及び出席	1	○	宇 佐 信 行	6	○	久 保 田 武 治
欠席議員	2	○	坂 口 幸 法	7	○	豊 永 好 人
○ 出 席	3	○	林 田 俊 策	8	○	猪 原 清
× 欠 席	4	○	魚 住 憲 一	9	○	落 合 健 治
△ 不応招	5	○	源 嶋 た ま み	10	○	前 田 文
会議録署名議員	6番	久 保 田 武 治		8番	猪 原 清	
職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長	林 田 浩 之		議 事 参 事	矢 立 志 穂	
説明のため出席した者の職氏名	職 名	氏 名		職 名	氏 名	
	町 長	吉 瀬 浩 一 郎		生涯学習課長	黒 木 庄 一 朗	
	副 町 長	日 田 雅 仁		生涯学習課		
	教 育 長	佐 藤 邦 壽		住民ほけん課長	竹 下 政 孝	
	会 計 管 理 者	木 下 孝 二		住民ほけん課		
	総 務 課 長	東 健 一 郎		福 祉 課 長	新 堀 英 治	
	総 務 課			福 祉 課		
	企画観光課長	浅 川 英 司		建 設 課 長	林 田 裕 一	
	企画観光課			建 設 課		
	危機管理防災課長	椎 葉 純		農林整備課長	水 田 寛 明	
	危機管理防災課			農 林 整 備 課		
	税 務 課 長	椎 葉 直 宏		産業振興課長	魚 住 雅 彦	
	農委事務局長	大 森 博 範		産 業 振 興 課		

会 議 に 付 し た 事 件

報告第1号	多良木町税条例の一部を改正する条例
報告第2号	多良木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
報告第3号	令和5年度多良木町一般会計補正予算（第9号）
報告第4号	令和5年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）
報告第5号	令和5年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第2号）
報告第6号	令和5年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
報告第7号	令和5年度多良木町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報告第8号	令和5年度多良木町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
議案第1号	動産の買入れについて
議案第2号	財産の無償貸付について
議案第3号	立木処分について
議案第4号	令和6年度庁舎防災用非常電源設備整備工事請負契約の締結について
議案第5号	令和6年度林道槻木北線5号箇所（令和2年災）災害復旧工事請負契約の締結について
議案第6号	多良木町有林林地分収林変更契約の締結について
議案第7号	多良木町有林林地分収林変更契約の締結について
議案第8号	多良木町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第9号	多良木町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第10号	上球磨地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第11号	多良木町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第12号	多良木町夜間照明施設の管理委託に関する条例を廃止する条例を定めることについて
議案第13号	令和6年度多良木町一般会計補正予算（第1号）
議案第14号	令和6年度久米財産区特別会計補正予算（第1号）
議案第15号	令和6年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第1号）

開議の宣告

(午前 10 時 00 分開議)

○議長（宇佐信行議員）

ただいまの出席議員は 10 名です。全員出席ですので、会議は成立いたしております。

ただいまから令和 6 年度第 1 回多良木町議会 6 月定例会議を開きます。

これから、本日の会議を開きます。

議会運営委員長の報告を求めます。

9 番、落合健治議員。

○9 番（落合健治議員）

皆さんおはようございます。

議会運営委員長の報告をいたします。

令和 6 年 6 月 5 日及び本日 6 月 11 日、委員会室におきまして議会運営委員会を開催し、付議事件について執行部の説明を求め、令和 6 年度第 1 回多良木町議会 6 月定例会議の会期、議事日程及び議会運営に関する事項並びに議長の諮問に関する事項等について審議をいたしました。

会議日程につきましては、本日 6 月 11 日から 6 月 17 日までとし、議事日程につきましては、会議日程及び議事日程表のとおりといたします。

本日は、日程第 3、報告第 1 号から日程第 10、報告第 8 号の報告を受け、日程第 11、議案第 1 号から日程 25、議案第 15 号までについては、本日説明のみとし、6 月 14 日に審議採決を行います。

本日の本会議終了後から 6 月 13 日までは各常任委員会といたします。

6 月 17 日は一般質問を行います。

今回、3 人の方より通告があっており、配付のとりの順番で行います。

請願陳情につきましては、今回 1 件の提出がありましたが、議長預かりといたしました。

本定例会議の運営につきましても、議場への出席者のマスク着用を議長が許可しております。

以上、慎重審議をいたしましたので報告をいたします。

なお、詳細について不明な点は私か事務局長にお尋ねください。

以上で報告を終わります。

○議長（宇佐信行議員）

それでは、会議日程及び議事日程につきましては、ただいま、議会運営委員長の報告のとおりとし、多良木町議会会議規則第 20 条の規定によって、配付しておきました日程表のとおり議事を進めてまいります。

日程第 1 「会議録署名議員の指名について」

○議長（宇佐信行議員）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

多良木町議会会議規則第 126 条の規定により、6 番、久保田 武治議員、8 番、猪原清議員の両名を指名いたします。

日程第 2 「諸般の報告及び行政報告」

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 2、諸般の報告及び行政報告を行います。

議長としての報告事項は、配付しております報告書のとおりでございます。詳細につきましては、後でお尋ねになれば説明をいたします。

私からの報告は以上で終わります。

なお、配付しておりますとおり、多良木町監査委員から地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定により、令和 5 年度の 2 月分、3 月分、4 月分、令和 6 年度 4 月分の例月出納検査の結果報告書が議会に提出されております。

また、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、一般財団法人たらぎまちづくり推進機

構から、令和５年度事業報告書及び決算報告書、令和６年度事業計画書が議会に提出されておりますので、併せて報告いたします。

次に、一部事務組合等の報告をお願いいたします。

公立多良木病院企業団、６番、久保田武治議員。

○６番（久保田 武治議員）

おはようございます。

令和６年第２回球磨郡公立多良木病院企業団議会臨時会の報告をいたします。

６月６日に会期１日で開催をされました。

今回の臨時会は、あさぎり町議選後初めての議会で、あさぎり町から５名が選出され、空席となっていた議長には、水上村選出の荒嶽晋議員が指名されました。議会運営委員には、あさぎり町の小松英一議員、加藤弘議員、水上村から小川恵議員が選任され、欠員となっていた議運副委員長に小川恵議員が選任されました。議会選出監査委員には、あさぎり町選出の小谷節雄議員が原案どおり選任をされております。

以上、簡単ですが報告をいたします。

○議長（宇佐信行議員）

次に、一部事務組合等の報告をお願いします。

人吉球磨広域行政組合、５番、源嶋たまみ議員。

○５番（源嶋たまみ議員）

おはようございます。

令和６年第２回人吉球磨広域行政組合臨時会議会の報告をいたします。

５月３０日に１日限りで、人吉球磨クリーンプラザ大会議室で開催されました。

あさぎり町議会改選により、新たに選出されました山口和幸議員、皆越てる子議員の議席を議長から指名されました。欠員となっていました議会運営委員に水上村の杉野貴文議員が指名されました。議会運営委員長は球磨村の田村利一議員が任命されました。

今回の臨時会では、令和５年度人吉球磨広域行政組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告が代表理事からの説明を受け質疑を行いました。

これで簡単であります、広域行政組合議会の臨時会の報告を終わります。

○議長（宇佐信行議員）

次に、上球磨消防組合、７番豊永好人議員。

○７番（豊永好人議員）

はい、皆さんおはようございます。

それでは令和６年度第１回上球磨消防組合議会臨時会の報告をさせていただきます。

令和６年５月１３日に１日限りとし、今回はあさぎり町議の改選を控えての副議長の不在のための議会となりました。

年長議員の森岡さんが仮議長として議事を進行し、日程第２で議長推薦ということで、あさぎり選出の橋本議員が全会一致で承認されました。

休息の後、議事進行に入り、中嶽村長、組合長より、議案の説明の状況説明がありました。報告２件と、議案が１件で、タブレット見てもらえば分かりますように、令和５年度の繰越明許費、それと、議案第５号の物品売買の契約について、全て原案どおり可決しました。

消防議員の落合議員と私が出席をし、もし不明の点がありましたら、私か落合さんのほうにお尋ねください。よろしくお願いします。

以上報告終わります。

○議長（宇佐信行議員）

これで、諸般の報告を終わります。

次に、町長及び教育長から行政報告の申出があっておりますが、配付しております報告書のとおりということでございます。

詳細については、後でお尋ねになれば説明をいたしますということでございます。

これで行政報告を終わります。

それでは、ここで町長の提案理由の説明を求めます。

町長 吉瀬浩一郎君。

○町長（吉瀬 浩一郎君）

おはようございます。

それでは私のほうから、令和 6 年度第 1 回多良木町議会 6 月定例会議の提案理由をご説明いたします。

今回、審議をお願いいたします案件は、地方自治法第 180 条及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第 2 条の規定に基づき専決処分を行いました、多良木町税条例の一部改正ほか、条例改正が 2 件、令和 5 年度一般会計補正予算ほか令和 5 年度の補正予算が 4 件、以上 6 件の専決処分の報告等合わせまして、令和 5 年度から令和 6 年度へ繰越しました、事業の繰越計算書の報告が 2 件でございます。

条例等の議案といたしましては、動産の買入れ、財産の無償貸付、町有林の立木処分がそれぞれ 1 件、工事請負契約の締結が 2 件、分収林変更契約の締結が 2 件、条例の一部改正が 4 件、条例の廃止が 1 件、合わせて 12 件でございます。

令和 6 年度の補正予算といたしましては、一般会計補正予算、久米財産区特別会計補正予算及び介護保険特別会計補正予算の 3 件でございます。

また、人事案件といたしまして、固定資産評価委員の選任と人権擁護委員の推薦が 2 件、以上全部で 26 件でございます。

詳細につきましては、担当課長のほうからご説明をさせていただきますので、全議案にあっても、ご可決いただきますよう、お願いいたしまして、私からの提案理由の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

日程第 3 「報告第 1 号」 多良木町税条例の一部を改正する条例

○議長（宇佐信行議員）

町長の提案理由の説明が終わりました。

それでは、日程第 3、報告第 1 号、「多良木町税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

報告を求めます。椎葉税務課長。

○税務課長（椎葉直宏君）

それでは、報告第 1 号についてご説明いたします。

専決処分の報告について、地方自治法第 180 条第 1 項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第 2 条の規定により専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告するものでございます。

次のページをお願いいたします。専決処分の写しを付けております。

専決処分第 3 号、1、専決処分した事件、多良木町税条例の一部を改正する条例、2、専決処分の理由、令和 6 年 3 月 30 日に、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令並びに地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税施行規則の一部を改正する省令が公布され、原則として令和 6 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、多良木町税条例の一部を改正し、同日から施行する必要があるため、地方自治法第 180 条第 1 項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第 2 条第 7 号の規定により専決処分したものでございます。

一部改正の内容につきましては、議案説明資料のほうで説明いたしますので、そちらをお願いいたします。

まず、主な内容でございますが、令和 6 年度税制改正大綱に基づき地方税法等の改正が行われたことに伴い、多良木町税条例の一部を改正する条例の専決処分を行ったものでございます。

なお、今回の条例改正は令和 6 年 4 月 1 日施行分についてのみ専決処分を実施したところでございます。

説明のほうは、新旧対照表に沿ってご説明いたします。議案の 13 ページからになります。

なお、軽微な字句の整理、引用条項の改正部分は省略させていただきます。

まず、第 51 条、町民税の減免、第 2 項でございますが、職権による減免を可能とする規定を加えたものでございます。

また、第 3 項で軽微な字句の整理を行っております。

次に、第 71 条、固定資産税の減免、第 2 項でございますが、第 51 条と同様に職権による減免を可能とする規定を加えたものでございます。また、第 3 項で軽微な字句の整理を行っております。

次に、第 139 条の 3、特別土地保有税の減免、第 2 項でございます。こちらも同様に、職権による減免を可能とする規定を加えたものでございます。また、第 3 項で軽微な字句の整理を行っております。

次に、附則第 7 条、失礼いたしました。附則第 7 条の 5、令和 6 年度分の個人の町民税の特別税額控除第 1 項及び第 2 項でございますが、法規定の新設に合わせて令和 6 年度分の個人住民税の特別税額控除に係る規定を新設したものでございます。令和 6 年度分の個人町民税所得割額から納税者の合計所得金額が 1,805 万円以下の方の納税者及び配偶者を含めた扶養家族 1 人につき 1 万円を減税するものでございます。

次に附則第 7 条の 6、令和 6 年度分の個人の町民税の納税通知書に関する特例、第 1 項及び第 2 項でございますが、こちらも同様に法規定の新設に合わせて新設したものでございます。令和 6 年度分の個人町民税の特別税額控除に係る納税通知書の各納期の納付額についての記載方法を規定したものでございます。

次に、附則第 7 条の 7、令和 6 年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の町民税に関する特例、第 1 項から第 5 項でございますが、こちらも同様に法規定の新設に合わせて新設したものでございます。公的年金等の受給者についての特別税額控除について規定したものでございます。

次に大分飛びますが、22 ページになります。

○8 番（猪原清議員）

議長、すいません。

○議長（宇佐信行議員）

猪原議員。

○8 番（猪原清議員）

ページはタブレットの方のページで、シェアモードですよ。

○議長（宇佐信行議員）

猪原議員、よろしいですか、タブレットの方のページ。

はい。課長どうぞ。

○税務課長（椎葉直宏君）

はい。

次に附則第 7 条の 8、令和 7 年度分の個人の町民税の特別税額控除、第 1 項でございますが、こちらも同様に法規定の新設に合わせて令和 7 年度分の個人町民税の特別税額控除に係る規定を新設したものでございます。控除対象配偶者以外の同一生計配偶者に係る特別控除について規定したものでございます。

次に附則第 8 条肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例、第 2 項でございますが、条ずれによる改正を行っております。第 3 項では、法律改正に合わせて特別税額控除の算定に用いる所得割の額について、当該規定の適用後のものとなるよう読替規定を追加しております。

次に附則第 10 条の 2、法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合、第 14 項でございますが、法律改正に合わせて、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置のうち、一定バイオマス発電設備についてわがまち特例の割合を 7 分の 6 と定める規定を新設しております。第 15 項から第 23 項までは引用条項の改正及び項ずれの改正を行っております。第 24 項では法律改正に合わせて居心地が良く歩きたくなるまちなか創出のための課税標準の特例措置のわがまち特例の割合を 2 分の 1 と定める規定を新設しております。第 20 項から 27 項までは引用条項の改正及び項ずれの改正を行っております。

次に、附則第 10 条の 3、新築住宅等に対する固定資産税の税額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告、第 3 項でございますが、法律改正に合わせて認定長期優良住宅に係る特例について、申告書の提出がない場合でも一定の要件に該当すると認められる場合には、特例を適用できることとする規定を新設したものでございます。第 4 項から第 15 項までは、引用条項の改正及び項ずれの改正を行っております。

次に、附則第 11 条、土地に対して課する令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度の固定資産税の特例に関する用語の意義、表題の部分でございますが、法律改正に合わせて適用年度を、適用期限を令和 8 年度まで延長したものでございます。

次に、附則第 11 条の 2、令和 7 年度又は令和 8 年度における土地の価格の特例、第 1 項及び第 2 項でございますが、法律改正に合わせて、土地の地価が下落した場合に毎年の固定資産税評価額を下落修正する特例の適用年度を令和 8 年度まで延長したものでございます。

次に、附則第 12 条、宅地等に対して課する令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度の固定資産税の特例、第 1 項から第 5 項でございますが法律改正に合わせて改正するもので、商業地等の商業地等及び住宅用地について負担水準に応じて当該年度の課税標準額を調整する特例の適用を令和 8 年度まで延長したものでございます。

次に、附則第 13 条、農地に対して課する令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の固定資産の特例、第 1 項でございますが、法律改正に合わせて改正するもので、農地について負担水準に応じて当該年度の課税標準額を調整する特例の適用を令和 8 年度まで延長したものでございます。

次に附則第 15 条、特別土地保有税の課税の特例、第 1 項及び第 2 項でございますが、法律改正に合わせて改正するもので、特別土地保有税について負担水準に応じて当該年度の課税標準額を調整する特例の適用を令和 8 年度まで延長したものでございます。

次に附則第 16 条の 3、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例、第 3 項第 5 号でございますが、法律改正に合わせまして特別税額控除の対象となる所得割の額について、上場株式等の配当所得の分離課税分の個人町民税所得割の額を含める読替規定を追加しております。

次に附則第 16 条の 4、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例、第 3 項第 5 号でございますが、こちらも同様に土地の譲渡等に係る事業所得の分離課税分の個人町民税所得割の額を含める読替規定を追加しております。

次に附則第 17 条、長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例、第 3 項第 5 号でございますが、こちらも同様に、長期譲渡所得の分離課税分の個人町民税、所得割の額を含める読替規定を追加しております。

次に附則第 18 条、短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例、第 5 項第 5 号でございますが、こちらも同様に短期譲渡所得の分離課税分の町民税所得割の額を含める読替規定を追加しております。

次に附則第 19 条、一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例、第 2 項第 5 号でございますが、こちらも同様に一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税の個人町民税所得割の額を含める読替規定を追加しております。

次に、附則第 20 条、先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例、第 2 項第 5 号でございますが、こちらも同様に先物取引に係る雑所得等の分離課税分の町民税所得割の額を含める読替規定を追加しております。

次に附則第 20 条の 2 特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例、第 2 項第 5 号及び第 5 項第 5 号でございますが、こちらも同様に特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人町民税所得割の額を含める読替規定を追加しております。

次に附則第 20 条の 3、条例適用利子及び、すいません、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例、第 2 項第 5 号及び第 5 項第 5 号でございますが、こちらも同様に条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人町民税所得割の額を含める読替規定を追加しております。

最後に附則分でございますが、第 1 条、施行期日につきましては、令和 6 年 4 月 1 日でございます。第 2 条につきましては、固定資産税に係る経過措置を規定したところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（宇佐信行議員）

報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これで報告第 1 号「多良木町税条例の一部を改正する条例」を終わります。

日程第 4 「報告第 2 号」 多良木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 4、報告第 2 号「多良木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

報告を求めます。椎葉税務課長。

猪原議員。

○8 番（猪原清議員）

やはり説明する人はシェアモードの設定してもらわんと説明者は。シェアモードの説明者の設定ですよ。説明者が説明してもらって、そっちで動かしてもらおうかですね。

○議長（宇佐信行議員）

説明者はですね、ページ数を言って、それから言ってもらえんでしょうか。

○8 番（猪原清議員）

それはシェアモードですよ。

これまでもシェアモードで説明してもらってを我々はそれを見ていたと思う。

○議長（宇佐信行議員）

プライベートモードでですね、やってもらって、説明者はページ数をですね、言っていたければ、分かるかと思いますので。

よろしくお願いします。

この報告を求めます。椎葉税務課長。

○税務課長（椎葉直宏君）

それでは、報告第 2 号についてご説明いたします。

資料の 36 ページをお願いいたします。

専決処分の報告について、地方自治法第 180 条第 1 項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第 2 条の規定により専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告するものでございます。

次のページをお願いいたします。

専決処分の写しを付けております。

専決処分第 4 号、1、専決処分した事件、多良木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、2、専決処分の理由、令和 6 年 3 月 30 日に、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が公布され、原則として令和 6 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、多良木町国民健康保険税条例の一部を改正し、同日から施行する必要があるため、地方自治法第 180 条第 1 項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第 2 条第 7 号の規定により専決処分したものでございます。

一部改正の内容につきましては、議案説明資料のほうで説明いたします。そちらをお願いいたします。資料の 4 ページになります。

まず、主な内容でございますが、令和 6 年度税制改正大綱に基づき、地方税法等の改正が行われたことによるもので、国民健康保険被保険者間の税負担の公平の確保及び中低所得者の、中低所得者層の保険税負担の軽減を図るため、後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額並びに軽減判定所得基準の見直しが行われました。これに伴い、多良木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分を行ったものでございます。

説明のほうは、新旧対照表に沿って説明いたします。議案のほうをお願いいたします。議案のほうの 39 ページからになります。

まず、第 2 条、課税額、第 3 項でございますが、後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額を 22 万円を 24 万円に改正したものでございます。

次に、第 23 条、国民健康保険税の減額、第 1 項でございますが、第 2 条と同様に後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額を賦課限度額 22 万円を 24 万円に改正したものでございます。

第 2 号では、国保税 5 割軽減の軽減判定所得基準 29 万円を 295,000 円に改正したものでござい

ます。第3号では、国保税2割軽減の軽減判定所得基準535,000円を545,000円に改正したものでございます。

最後に附則部分でございますが、第1項の施行期日でございますが、令和6年4月1日としたしております。第2項の適用区分でございますが、改正後の多良木町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

最後に参考としてつけておりますが、今回、国保税の限度額について、後期高齢者支援金等課税額が2万円アップして24万円ということでございまして、結果的に合計額をお示ししておりますが、104万円が106万円になったというところでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（宇佐信行議員）

報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これで報告第2号「多良木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を終わります。

日程第5 「報告第3号」 令和5年度多良木町一般会計補正予算（第9号）

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第5、報告第3号「令和5年度多良木町一般会計補正予算（第9号）」を議題といたします。

報告を求めます。東総務課長。

○総務課長（東 健一郎君）

それでは報告第3号、専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条の規定により専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

次のページをお願いいたします。専決処分書の写しを付けております。

専決処分第5号、1、専決処分した事件、令和5年度多良木町一般会計補正予算（第9号）、2、専決処分の理由、年度末になって、歳入歳出予算に増減が生じたため、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第3号及び第4号の規定により専決処分したものでございます。

次のページをお願いいたします。

専決処分第5号、令和5年度多良木町一般会計補正予算（第9号）、令和5年度多良木町の一般会計補正予算（第9号）は次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正ということで、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、163,049千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,494,466千円とするものでございます。

次に地方債の補正、第2条、既定の地方債の変更は、「第2表地方債補正」によるものでございます。

内容につきましては、議案説明資料のほうで説明させていただきますので、そちらをお願いいたします。ページは5ページでございます。

主な内容でございますが、年度末における議決済の町債の借入額、地方交付税等の一般財源、国・県支出金等の特定財源及び基金積立金の増減に伴う歳入歳出予算の補正でございます。

また第2表におきまして、地方債の補正を行っております。変更でございますが、まず起債の目的、2、過疎対策事業債でございますが、限度額が補正前286,400,000円、補正後が283,900,000円でございます。主な内容につきましては事業実績によるものでございます。

次に4の緊急防災・減災事業債でございますが、限度額が補正前が57,800,000円、補正後が56,800,000円、これも事業実績によるものでございます。

次に5の災害復旧事業債、補正前が81,700,000円、補正後が79,000,000円でございます。

これも事業実績によるものでございます。

次に事項別明細の主なものでございますが、説明させていただきます。

まず歳入でございまして。

款の2、項の1、地方揮発油譲与税から、款の8、環境性能割交付金までは実績額による増減でございまして。

次に款の10、項の1、目の1、地方交付税、148,898,000円でございますが、これは今回補正の一般財源として追加したものでございます。

次に款の15、項の2、目の2、民生費県補助金、1,467,000円の減でございまして。

各事業における県補助金の交付決定によるものでございます。

次に款の15、項の3、目の1、総務費委託金3,130,000円の減でございまして。

これは県知事選挙費実績によるものでございます。

次に款の17、項の1、目の2、指定寄附金12,647,000円でございます。

多良木町ふるさと応援寄附金の実績に合わせた増額でございまして。

ちなみに5年度の実績額が192,647,000円でございます。

次に、款の18、項の1、目の1、節の3、多良木町森林環境譲与税基金繰入金が3,178,000円の減でございまして。

森林環境譲与税充当事業費の決定に合わせた基金取り崩しの減額でございまして。

次に同じく節の4、多良木町ふるさとづくり納税寄附基金繰入金2,507,000円でございます。これにつきましては多良木財団独自の地方創生事業に対する充当するための基金取り崩し額の増額でございまして。

これは従来、寄附額の7割相当額を補助しておりましたが、令和5年10月から国のふるさと納税に対する制度が改正されたことに伴い、寄附額の5割を積み立てた後、残りの2割相当額を取り崩すものでございます。

次に、款の21、項の1、目の2、民生債から目8、災害復旧事業債まででございますが、各節説明欄のとおり、各事業の歳出実績に合わせまして起債額を増減したものでございます。

次に款の22、項の1、目の1、自動車取得税交付金438,000円でございます。

自動車取得税交付金制度が廃止され、その精算交付分を追加したものでございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございまして。

まず、款の2、項の1、目14、節の24、積立金でございまして。

159,386,000円中、まちづくり事業推進事業基金積立151,007,000円は、本年度剰余金として見込める金額等を基金へ積立てるものでございます。多良木町ふるさとづくり納税寄附基金積立8,379,000円は、寄附金のうち4月～9月分は3割額、10月～3月分は5割額分を基金へ積み立てるための精算増額でございまして。

次に、同じく目の18、ふるさと納税推進事業費6,171,000円中、ふるさと応援寄附事業補助6,261,000円は、寄附すいません、対象寄附金の内、4月～9月分は7割額、10月～3月分は5割額分を多良木財団へ補助支出するための精算増額ということでございまして。

次に同じく目の19、説明欄でございまして、多良木町地方創生推進交付金2,507,000円。これは多良木財団への補助金の内、10月～3月分が対象寄附金の7割から5割となり、この影響を相殺するための精算増額でございまして。

次に款の3、項の1、目の3、国民健康保険費、2,446,000円の減、及び、同じく目の9、後期高齢者医療費1,439,000円の減でございまして、これは特別会計繰出金の精算ということでございまして。

次に款の6、項の2、目の7、森林環境譲与税事業費、2,123,000円の減。これは事業実績による減額ということでございまして。また説明欄で財源組替としているものは、起債借入れ額の変更・国県補助金の決定に伴う財源組替ということでございまして。

あと、末尾に添付しております調書等でございまして、給与費明細書及び地方債調書等を付けております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（宇佐信行議員）

報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これで報告第3号「令和5年度多良木町一般会計補正予算（第9号）」を終わります。

**日程第6 「報告第4号」 令和5年度多良木町国民健康保険特別会計
（事業勘定）補正予算（第3号）**

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第6、報告第4号、「令和5年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）」を議題といたします。

報告を求めます。竹下住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（竹下政孝君）

それでは報告第4号を説明させていただきます。

議案の65ページをお願いいたします。65ページです。

報告第4号、専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条の規定により専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

次のページをお願いいたします。専決処分書の写しでございます。

専決処分第6号、1、専決処分した事件、令和5年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）、2、専決処分の理由、年度末になって、歳入歳出予算に増減が生じたため、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第4号の規定により専決処分したものです。

次のページをお願いいたします。67ページになります。

専決処分第6号、令和5年度多良木町の国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条で歳入歳出の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ73,706千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,211,253千円と定めるものでございます。

ここから先は議案説明資料を用いてご説明いたしますので、今度は、説明資料の7ページのほうをお願いいたします。

議案説明資料の7ページになります。

補正予算の主な内容でございますが、国民健康保険税収納見込み、県支出金の交付決定に伴う補正となります。

ここからは事項別明細書の主なものをご説明いたします。

まず歳入でございますが、款の1、項の1、目の1、一般被保険者国民健康保険税10,892,000円の減です。これは、保険税収納見込みに伴う減額となります。

次に、款の3、項の1、目の2、健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金20,000円の増です。これは国庫補助金の交付決定に伴う増額となります。

次に、款の4、項の1、目の1、保険給付費等交付金、節の1、普通、普通交付金70,652,000円の減です。交付決定に伴う減額となります。同じく節の2、特別交付金は7,052,000円の減です。こちらは、こちらも交付決定に伴う増減がっております。

次に、款の6、項の1、目の1、一般会計繰入金、節の4、職員給与費等繰入金は1,108,000円の減です。事務費繰入額確定に伴う減額となります。同じく節の5、出産育児一時金等繰入金は1,334,000円の減です。これは出産育児一時金確定に伴う減額でございます。実績は6名分となっております。

次に、款の7、項の1、目の1、その他繰越金、14,206,000円の増です。これは収入減に伴う財源充当のため繰越金を予算化したものでございます。

次に、款の8、項の1、目の1、一般被保険者滞納金3,143,000円の増です。収納見込みに伴う増額となります。

続きまして歳出になります。

款の2、項の1、目の1、一般被保険者療養給付費 52,800,000 円の減です。これは県補助金（普通交付金）の交付決定に伴う減額となります。

次に款の2、項の2、目の1、一般被保険者高額療養費 11,800,000 円の減です。こちらも県補助金（普通交付金）の交付決定に伴う減額となります。

次に、款の2、項の4、目の1、出産育児一時金 2,000,000 円の減です。支出額確定に伴う減額となり、歳入でもご説明いたしましたが、実績額が6名でございました。

次に、款の6、項の2、目の1、特定健康診査事業費 2,230,000 円の減です。決算見込みに伴う不用額の増減がっております。

次に、款の8、項の2、目の1、直診診療施設勘定繰出金は 2,252,000 円の減です。こちらは支払額確定に伴う減額となります。

末尾に給与費明細書を添付しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（宇佐信行議員）

報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これで報告第4号「令和5年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）」を終わります。

○議長（宇佐信行議員）

これ開始より約もう1時間経ちましたので、ここで暫時休憩をいたします。

（午前10時55分休憩）

（午前11時04分開議）

**日程第7 「報告第5号」 令和5年度多良木町国民健康保険特別会計
（直診勘定）補正予算（第2号）**

○議長（宇佐信行議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第7、報告第5号、「令和5年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第2号）」を議題といたします。

報告を求めます。竹下住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（竹下政孝君）

それでは、報告第5号をご説明いたします。

議案の83ページをお願いいたします。

報告第5号、専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条の規定により専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

次のページをお願いいたします。84ページです。

専決処分書の写しをつけております。

専決処分第7号、1、専決処分した事件、令和5年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第2号）、2、専決処分の理由、年度末になって歳入歳出予算に増減が生じたため、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第4号の規定により専決処分したものです。

次のページをお願いいたします。85ページになります。

専決処分第7号、令和5年度多良木町の国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第2号）は次に定めるところによるものでございます。

第1条で歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ295千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,360千円と定めるものでござ

ざいます。

ここから先は議案説明資料を用いて説明いたしますので、議案説明資料 8 ページをお願いいたします。

補正予算の主な内容ですが、県支出金の交付決定に伴う補正となります。

事項別明細書の主なものをご説明いたします。

まず歳入でございますが、款の 1、項の 1、目の 1、へき地診療所運営費県補助金 4,000 円の増です。これは交付決定に伴う増額となります。

次に、款の 2、項の 1、目の 2、特別会計繰入金 295,000 円の減です。特別調整交付金交付決定に伴う減額となります。

続きまして、歳出になります。

款の 1、項の 1、目の 1、一般管理費、節の 27、繰出金 295,000 円の減です。特別調整交付金交付決定に伴う減額となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（宇佐信行議員）

報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これで報告第 5 号「令和 5 年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第 2 号）」を終わります。

**日程第 8 「報告第 6 号」 令和 5 年度多良木町後期高齢者医療特別会計
補正予算（第 3 号）**

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 8、報告第 6 号「令和 5 年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）」を議題といたします。

報告を求めます。竹下住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（竹下政孝君）

それでは、報告第 6 号をご説明いたします。

議案の 92 ページをお願いいたします。

報告第 6 号、専決処分の報告について、地方自治法第 180 条第 1 項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第 2 条の規定により専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告するものです。

次のページをお願いいたします。93 ページです。

専決処分書の写しを付けております。

専決処分第 8 号、1、専決処分した事件、令和 5 年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）、2、専決処分の理由、年度末になって、歳入歳出予算に増減が生じたため、地方自治法第 180 条第 1 項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第 2 条第 4 号の規定により専決処分したものでございます。

次のページをお願いいたします。94 ページです。

専決処分第 8 号、令和 5 年度多良木町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）は次に定めるところによるものでございます。

第 1 条で歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 6,814 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 175,578 千円とするものでございます。

ここから先は議案説明資料を用いてご説明いたしますので、議案説明資料の 9 ページをお開きください。9 ページになります。

補正予算の主な内容でございますが、保険料の収納見込み、繰入金の確定に伴う補正となり

ます。

事業別明細書の主なものをご説明いたします。

まず歳入でございますが、款の 1、項の 1、目の 1、特別徴収保険料 5,193,000 円の減です。決算見込みに伴う減額となります。

次に、款の 1、項の 1、目の 2、普通徴収保険料 3,608,000 円の増です。これは決算見込みに伴う増額となります。

次に、款の 3、項の 1、目の 1、事務費繰入金 1,440,000 円の減です。これは事務費繰入額確定に伴う減額となります。

次に款の 5、項の 4、目の 1、後期高齢者医療連合受託事業収入 3,777,000 円の減です。健診受託事業の決算見込みに伴う減額となります。

続きまして、歳出になります。

款の 1、項の 1、目の 1、一般管理費、177,000 円の減です。

決算見込みに伴う不用額の減額となります。

次に、款の 2、項の 1、目の 1、後期高齢者医療広域連合納付金 1,954,000 円の減です。これは保険料負担金決算見込みに伴う減額となります。

次に款の 3、項の 1、目の 1、健康診査費 4,183,000 円の減です。決算見込みに伴う不用額の減額となります。

末尾に給与費明細書を添付しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（宇佐信行議員）

報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これで報告第 6 号「令和 5 年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）」を終わります。

日程第 9 「報告第 7 号」 令和 5 年度多良木町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 9、報告第 7 号「令和 5 年度多良木町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題といたします。

報告を求めます。東総務課長。

○総務課長（東 健一郎君）

それでは、報告第 7 号について説明させていただきます。ページは 105 ページです。

令和 5 年度多良木町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により繰越した経費について、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、報告するものでございます。

次のページに計算書を付けておりますが、説明のほうにつきましては議案説明資料のほうでさせていただきます。ページは 10 ページでございます。

主な内容でございますが、令和 5 年度第 10 回の 3 月会議の補正予算第 8 号で可決された繰越明許費の報告でございます。

内容につきましては、令和 5 年度多良木町一般会計繰越明許費繰越計算書、この事業費合計が 718,774,000 円でございます。対象事業は 16 件ということになっております。翌年度繰越額合計額が 404,088,000 円ということでございます。この財源内訳、繰越額の合計の財源内訳でございますが、既収入特定財源は 0、未収入特定財源のうち、国県支出金が 181,788,000 円、地方債が 101,700,000 万円、その他財源が 171,000 円、一般財源が 120,429,000 円ということでございます。繰越後の執行状況といたしましては、「子ども・子育て支援事業」は終了いたしております。それ以外は事業実施中ということでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（宇佐信行議員）

報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これで報告第7号「令和5年度多良木町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を終わります。

**日程第10 「報告第8号」 令和5年度多良木町一般会計事故繰越し繰越
計算書の報告について**

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第10、報告第8号「令和5年度多良木町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について」を議題といたします。

報告を求めます。東総務課長。

○総務課長（東 健一郎君）

それでは報告第8号について説明させていただきます。ページは108ページでございます。

令和5年度多良木町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について、地方自治法第220条第3項の規定により繰越した経費について、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものでございます。

次のページに計算書は添付しておりますが、議案説明資料のほうで説明させていただきます。そちらのほうをお願いいたします。ページは11ページということになります。

まず、主な内容でございますが、令和5年度において、避けがたい事故のため年度内に支出が終わらなかった経費の報告ということでございます。

令和5年度多良木町一般会計、事故繰越し繰越計算書、款の11、災害復旧費、項の1、農林水産施設災害復旧費、事業名が農業用施設災害復旧事業、翌年度繰越額が18,178,000円でございます。

繰越額合計の財源内訳でございますが、既収入特定財源は0円、未収入特定財源のうち、国県支出金が17,704,000円、その他財源が31,000円、一般財源が443,000円ということになっております。事故繰越しの理由といたしまして、国土交通省との協議に不測の日数を要したため、また、令和5年の豪雨災害による拡大崩壊等により県工事が令和6年3月末に完了を見込んでいることが判明し、町工事の年度内完了が困難となったためでございます。繰越後の執行状況といたしましては、現在事業実施中ということでございます。

次に款の11、項の1、事業名が林業用施設災害復旧事業、翌年度繰越額が54,375,000円でございます。

繰越額合計の財源内訳といたしまして、既収入特定財源が0円、未収入特定財源のうち、国県支出金が53,340,000円、一般財源が1,035,000円ということでございます。事故繰越しの理由といたしましては、着工前測量を行ったところ、現場状況が計画と異なっており、計画の変更に不測の日数を要したこと等により、年度内完了が困難となったためでございます。

繰越後の執行状況といたしましては、現在事業実施中ということでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（宇佐信行議員）

報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これで報告第8号「令和5年度多良木町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について」を終

わります。

これから上程します日程第 11、「議案第 1 号」から日程第 25、「議案第 15 号」までの議案については、本日は、説明のみを行っていただき、4 日目の 6 月 14 日に審議採決をお願いしたいと思います。

日程第 11 「議案第 1 号」 動産の買入れについて

○議長（宇佐信行議員）

それでは、日程第 11、議案第 1 号、「動産の買入れについて」の説明を求めます。

黒木生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒木庄一郎君）

議案第 1 号「動産の買入れについて」ご説明申し上げます。

次のとおり、動産を買い入れるものとするものでございます。

1、買入れ物件、天吊り式消毒装置及び専用コンテナ一式 4 台、2、契約の相手方、熊本県球磨郡あさぎり町免田西 3278 番地、味岡株式会社 代表取締役 味岡和國、3、契約の方法、見積りによる契約、4、買入れ価格、12,034,000 円、5、納入期限、令和 6 年 8 月の 16 日でございます。

提案理由につきましては、予定価格が 700 万以上の動産の買入れをするには、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第 12 「議案第 2 号」 財産の無償貸付について

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 12、議案第 2 号「財産の無償貸付について」の説明を求めます。

東総務課長。

○総務課長（東 健一郎君）

それでは、議案第 2 号についてご説明申し上げます。ページは 111 ページということでございます。

財産の無償貸付について、町有財産を次のように無償で貸し付けることとするものでございます。失礼しました。シェアモードでまいります。

財産の無償貸付について、町有財産を次のように無償で貸し付けることとするものでございます。

1、貸付け財産、建物、所在地は多良木町大字槻木 620 番地の 4、構造、木造瓦葺 2 階建、面積 148 平方メートルでございます。貸付の相手方、氏名、櫻田敏晃、住所、熊本県熊本市東区長峯東 2 丁目 13-68、貸付の目的といたしまして、本件は、現在、櫻田敏晃氏が管理されている土地に建築された元下槻木小学校教職員住宅であり、財産処分制限期間経過後の平成 21 年 7 月 1 日から櫻田氏へ無償で貸し付けることにより、維持管理を図っているものでございます。今回、令和 6 年 6 月 30 日で建物使用貸借契約期間が満了となるため、契約を更新し、施設の維持管理を図るものでございます。

貸付期間につきましては、令和 6 年 7 月 1 日から令和 11 年 6 月 30 日までということでございます。

提案理由といたしまして、町有財産を無償で貸し付けるには、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

日程第 13 「議案第 3 号」 立木処分について

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 13、議案第 3 号「立木処分について」の説明を求めます。

水田農林整備課長。

○農林整備課長（水田寛明君）

議案第 3 号「立木処分について」ご説明いたします。

令和 6 年度において、下記のとおり多良木町公有林林地の立木を処分することとするものでございます。

下表につきましてご説明をいたします。

番号、1 号、大字久米字松尾、林小班、45 林班 81 小班的 6、45 林班 81 小班的 8、45 林班 82 小班的 1、45 林班 82 小班的 2、林齢、54 年生・62 年生、面積、8. 48ha、樹種、スギ・ヒノキ、材積 3468. 41 m³。

提案理由といたしまして、普通財産の立木を処分するには、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

どうぞよろしくお願い致します。

**日程第 14 「議案第 4 号」 令和 6 年度庁舎防災用非常電源設備整備工事
請負契約の締結について**

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 14、議案第 4 号「令和 6 年度庁舎防災用非常電源設備整備工事請負契約の締結について」の説明を求めます。

椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉 純君）

それでは、議案第 4 号「令和 6 年度庁舎防災用非常電源設備整備工事請負契約の締結について」ご説明申し上げます。

令和 6 年度庁舎防災用非常電源設備整備工事について、下記のとおり請負契約を締結するものでございます。

1、契約の目的、令和 6 年度庁舎防災用非常電源設備整備工事、2、契約の方法、指名競争入札、3、契約の総額、170,500,000 円。うち取引に係る消費税額、15,500,000 円。4、契約の相手方、熊本県人吉市灰久保町 10 番地 2、飯塚電気工業株式会社人吉営業所、所長 正岡 隆幸。5、支出科目、款、消防費、項、消防費、目、災害対策費、節、工事請負費、提案理由としましては、本契約を締結するには議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

次のページには開札調書を添付しております。

1、開札日時、令和 6 年 5 月 28 日 午前 9 時 1 分。2、工事番号、6 危工第 1 号、3、工事場所、熊本県球磨郡多良木町大字多良木字土手下地内、4、工事名、令和 6 年度庁舎防災用非常電源設備整備工事。

下表に開札の結果をつけております。

業者名の上から 2 番目の飯塚電気工業株式会社人吉営業所様が 155,000,000 円で落札でございます。また工期につきましては、本契約成立日の翌日から令和 7 年 2 月 28 日までとしております。

以上で説明終わります。どうぞよろしくお願い致します。

**日程第 15 「議案第 5 号」 令和 6 年度林道槻木北線 5 号箇所（令和 2 年災）
災害復旧工事請負契約の締結について**

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 15、議案第 5 号「令和 6 年度林道槻木北線 5 号箇所（令和 2 年災）災害復旧工事請負契約の締結について」の説明を求めます。

水田農林整備課長。

○農林整備課長（水田寛明君）

それでは、議案第5号「令和6年度林道槻木北線5号箇所（令和2年災）災害復旧工事請負契約の締結について」ご説明をいたします。

令和6年度林道槻木北線5号箇所（令和2年災）災害復旧工事について、下記のとおり契約、請負契約を締結するものとするものでございます。

1、契約の目的、令和6年度林道槻木北線5号箇所（令和2年災）災害復旧工事、2、契約の方法、指名競争入札、3、契約の総額、一金 77,110,000 円、うち取引に係る消費税額、7,010,000 円、契約の相手方、熊本県球磨郡多良木町大字久米 2897 番地 2、松下建設株式会社代表取締役 松下 正壽、5、支出科目、令和6年度、款、災害復旧費、項、農林水産施設災害復旧費、目、林業用施設災害復旧費、節、工事請負費。

提案の理由といたしまして、本契約を締結するには議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

次のページになります。

開札調書のほうを付けております。

1、開札日時、令和6年5月31日、午後9時、午前9時、すみません。2、工事番号、6林工第6号、3、工事場所、熊本県球磨郡多良木町大字槻木地内、4、工事名、令和6年度林道槻木北線5号箇所（令和2年災）災害復旧工事。

下表のほうに入札結果のほうを付けております。

14社を指名いたしまして、6社応札、真ん中ほどになりますが、松下建設様のほうで落札をいただいております。工期につきましては、本契約成立日の翌日から令和7年3月31日までとしております。

どうぞよろしくお願い致します。

日程第16 「議案第6号」 多良木町有林林地分収林変更契約の締結について

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第16、議案第6号「多良木町有林林地分収林変更契約の締結について」の説明を求めます。

水田農林整備課長。

○農林整備課長（水田寛明君）

それでは、議案第6号「多良木町有林林地分収林変更契約の締結について」ご説明をいたします。

昭和36年11月15日付け国立研究開発法人森林研究・整備機構（旧緑資源機構）と設定した多良木町有林林地分収造林契約について、下記のとおり変更契約を締結したいので承認を求めらるものでございます。

下表でご説明をいたします。

造林地所有者、変更前が多良木町、変更後が変更前に同じとなります。造林者、多良木町森林組合、変更前と同じとなります。造林費負担者、国立研究開発法人 森林研究・整備機構、変更前に同じとなります。契約地番、多良木町大字槻木字高竹 506 外 3 筆となります。変更前に同じとなります。契約面積、154.64ha、変更前に同じとなります。契約地目、保安林、変更前に同じとなります。収益分収割合、多良木町5割、多良木町森林組合1割、森林研究・整備機構4割、変更前に同じとなります。契約年数、満65年、満110年、契約期間、自 昭和36年11月15日、変更前に同じとなります。至 令和8年11月15日、令和53年11月の15日となります。

提案理由といたしまして、多良木町すいません、多良木町有林林地の分収林契約を変更するには、多良木町公有林林地に分収林を設置する条例第5条第1項第2号の規定により、議会の承認を得る必要があるためでございます。よろしくお願い致します。

日程第17 「議案第7号」 多良木町有林林地分収林変更契約の締結について

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 17、議案第 7 号「多良木町有林林地分収林変更契約の締結について」の説明を求めます。

水田農林整備課長。

○農林整備課長（水田寛明君）

それでは、議案第 7 号「多良木町有林林地分収林変更契約の締結について」ご説明をいたします。

昭和 49 年 12 月 23 日付け多良木町森林組合と設定した多良木町有林林地分収造林契約について、下記のとおり変更契約を締結したいので、承認を求めるものでございます。

下表で説明をさせていただきます。

設定項目、変更前変更後で読み上げをさせていただきます。造林地所有者、多良木町、変更前に同じ。造林者、多良木町森林組合、変更前に同じ。造林費負担者、多良木町森林組合、変更前に同じ。契約地番、多良木町大字黒肥地字千里内 9754-7、変更前に同じです。契約面積 12.71ha、変更前に同じ。契約地目、山林、変更前に同じ。収益分収割合、多良木町 3 割、多良木町森林組合 7 割、変更前に同じ。契約年数、満 50 年、満 60 年、契約期間、自 昭和 49 年 12 月 23 日、変更前に同じ。至 令和 6 年 12 月 22 日、令和 16 年 12 月 22 日となっております。

提案理由といたしまして、多良木町有林林地の分収林契約を変更するには、多良木町公有林林地に分収林を設置する条例第 5 条第 1 項第 2 項の規定により議会の議決を得る、すいません、議会の承認を得る必要があるためでございます。よろしく申し上げます。

日程第 18 「議案第 8 号」 多良木町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 18、議案第 8 号「多良木町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて」の説明を求めます。

東総務課長。

○総務課長（東 健一郎君）

それでは議案第 8 号につきましてご説明申し上げます。

多良木町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めることとするものでございます。

説明につきましては議案説明資料のほうで説明させていただきます。

まず、主な内容でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が令和 5 年 6 月 9 日に公布され、また当該法律の施行期日を定める政令が令和 6 年 4 月 12 日に公布され、当該法律の施行期日が令和 6 年 5 月 27 日と定められました。これに伴い、条例で番号法の規定を引用している箇所を改定を行うものでございます。

新旧対照表のほうに沿って説明させていただきます。

まず、第 2 条（定義）でございますが、第 1 項、改正後の番号法の表記と同様に、第 5 号で「特定個人番号利用事務」、第 6 号で「利用特定個人情報」という用語を規定するものでございます。

次に第 4 条（個人番号番号の利用範囲）第 1 項ですが、改正後の番号法の表記と同様に、「利用特定個人情報」「特定個人番号利用事務」と改正するものでございます。第 3 項では、改正後の番号法の表記と同様に、「特定個人番号利用事務」「利用特定個人情報」「当該利用特定個人情報」と改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、令和 6 年 5 月 27 日から適用するとしております。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第 19 「議案第 9 号」 多良木町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 19、議案第 9 号「多良木町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて」の説明を求めます。

新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀英治君）

それでは、議案第 9 号「多良木町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて」ご説明申し上げます。

多良木町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めることとするものでございます。

詳細につきましては、議案説明資料のほうでご説明申し上げます。

主な内容でございますが、熊本県子ども医療費助成事業が令和 5 年度から、自己負担額の端数を切り捨てた額へ改正されることに伴い、同じ単県事業である熊本県重度心身障害者医療費助成事業も同様に交付要領の改正が行われたことにより、本町条例も県の要領に合わせて改正するものでございます。

新旧対照表についてご説明申し上げます。

第 2 条定義でございます。第 2 条の表自己負担額の項中、入院の場合における同一月の診療分について、1 医療機関等につき、自己負担額を「2,040 円」から「2,000 円」に改正するものでございます。

次に入院外の場合における同一月の診療分又は施術分について、1 医療機関につき、自己負担額を「1,020 円」から「1,000 円」に改正するものでございます。

附則としまして、施行期日、公布の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用するものでございます。

経過措置としまして、適用の令和 6 年 4 月 1 日以前の診療に係る自己負担額については、改正前の負担額とする経過措置を規定するものでございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第 20 「議案第 10 号」 上球磨地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 20、議案第 10 号「上球磨地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて」の説明を求めます。

新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀英治君）

それでは、議案第 10 号「上球磨地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて」ご説明申し上げます。

上球磨地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定めることとするものでございます。

詳細につきましては議案説明資料でご説明申し上げます。

主な内容でございますが、国の介護保険法施行規則第 140 条の 66 第 1 号に規定する、市町村が条例を定めるにあたって従うべき地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数に関する基準について改正が行われたことから、本町条例も同様に改正するものでございます。

新旧対照表についてご説明申し上げます。

第3条、職員の員数、第1項、地域包括支援センターにおける当該職員の配置すべき員数について、第1号被保険者の人数に応じて又は地域包括支援センターの運営の状況を勘案して地域包括支援センター運営協議会が必要と認めるときは、常勤換算法によることを可能とする規定を追加するものでございます。常勤換算法でございますが、こちらは事業所の全従業員を対象とし雇用形態、常勤・パート等となりますが、に関わらず労働時間で計算を行い、「常勤の人が何に働いているか」に換算する計算方法でございます。

次に、改正後の第2項でございます。第1項の規定にかかわらず、上球磨地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認める場合には、複数のセンターが担当する区域ごとの第1号被保険者の人数を合算した人数において、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとにセンターに配置すべき3職種の常勤の職員の員数を当該複数のセンターに配置することにより、区域内の一つのセンターがそれぞれ3職種の配置基準を満たすものとし、その場合において、質の担保の観点から、当該一つのセンターには、3職種のうちいずれか2職種の常勤の職員を配置しなければならないこととする規定を追加するものでございます。3職種でございますが、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、その他これに準ずる者となっております。

次に改正後の第3項でございます。第2項の追加により、改正前の第2項を第3項に繰り下げ、それに伴う引用条項の改正を行っております。

附則としまして、施行期日は公布の日からとするものでございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第21 「議案第11号」 多良木町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第21、議案第11号「多良木町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて」の説明を求めます。

新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀英治君）

それでは、議案第11号「多良木町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて」ご説明申し上げます。

多良木町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定めることとするものでございます。

詳細につきましては議案説明資料でご説明申し上げます。

主な内容でございますが、国の介護保険法施行規則の一部改正により、本町条例で引用する条項にズレが生じたことによる改正でございます。

新旧対照表についてご説明申し上げます。

第13条、指定介護予防支援の業務の委託、第1項第1号、国の介護保険施行規則第140条の66第1号ロ（2）に規定されておりました地域包括支援センターの定義規定が施行規則の一部改正により、同号イに移行したことによる改正でございます。

改正内容は、「第140条の66第1号ロ（2）」を「第140条の66第1号イ」に改正するものでございます。

施行期日としまして、公布の日からとしております。

説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

**日程第 22 「議案第 12 号」 多良木町夜間照明施設の管理委託に関する
条例を廃止する条例を定めることについて**

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 22、議案第 12 号「多良木町夜間照明施設の管理委託に関する条例を廃止する条例を定めることについて」の説明を求めます。

黒木生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒木庄一郎君）

議案第 12 号「多良木町夜間照明施設の管理委託に関する条例の廃止について」ご説明申し上げます。

多良木町夜間照明施設の管理委託に関する条例を廃止する条例を次のように定めることとするものでございます。

今回の条例の廃止につきましては、夜間照明施設の管理委託を現在に行っていないため、廃止をするものであります。

多良木町夜間照明施設の管理委託に関する条例を廃止する条例、多良木町夜間照明施設の管理委託に関する条例は廃止する。

附則として、この条例は、公布の日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宇佐信行議員）

ここで昼食のため、暫時休憩をいたします。

午後は 1 時より開会いたします。

（午前 11 時 56 分休憩）

（午後 01 時 00 分開議）

日程第 23 「議案第 13 号」 令和 6 年度多良木町一般会計補正予算（第 1 号）

○議長（宇佐信行議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第 23、議案第 13 号「令和 6 年度多良木町一般会計補正予算（第 1 号）」について、説明を求めます。

東総務課長。

○総務課長（東 健一郎君）

それでは、議案第 13 号「令和 6 年度多良木町一般会計補正予算（第 1 号）」についてご説明申し上げます。

令和 6 年度多良木町の一般会計補正予算（第 1 号）は次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正ということで、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 144,677 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,827,677 千円とするものでございます。第 2 条におきまして、地方債の補正、既定の地方債の変更は「第 2 表地方債補正」によるとしております。

議案の説明につきましては、議案説明のほうで説明させていただきますので、そちらをお願いいたします。

主な内容でございますが、人事異動に伴う人件費の移動、低所得者緊急生活支援給付金・低所得者及び定額減税補足給付金の追加等によるものでございます。

第 2 表で地方債補正、変更でございますが、まず、起債の目的、2、過疎対策事業債、限度額が補正前 258,600,000 円、補正後 281,600,000 万円、主な内容につきましては、橋梁長寿命化修繕事業が 6,400,000 円、町道口の坪覚井線整備事業が 10,200,000 円、学校外国語指導事業が 1,700,000 円、中学校屋外倉庫整備事業が 4,700,000 円でございます。

次に3の緊急防災・減災事業債、限度額の補正前が214,400,000円、補正後が209,100,000円、主な内容としたしましては、中学校避難所施設等改修事業が5,300,000円の減、一時避難所整備事業が1,400,000円の増、武道館シャワー設備改修事業が1,400,000円の減ということになっております。

次に、事項別明細書の主なものを説明させていただきます。

歳入でございますが、款の14、項の2、目の1、節の1、総務費補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金101,900,000円の内、新たに住民税非課税等となる世帯への給付金が25,500,000円。定額減税補足給付金（調整寄附）分でございますが、76,400,000円。

次に同じく目の5、節の1、道路橋りょう費補助金、社会資本整備総合交付金が9,461,000円の減、交付決定による減額分でございます。道路整備交付金、10,781,000円の減でございますが、これも交付決定による減額ということでございます。同じく項の3、目の4、節の1、消防費委託金、消防団の力向上モデル事業委託金5,000,000円の増でございます。これは事業採択による追加でございまして、補助率は10/10でございます。款の15、項の2、目の1、節の4、地域づくり推進事業費県補助金、地域づくり夢チャレンジ推進事業費県補助金が2,527,000円の増でございます。これは交付決定による追加でございまして、観光推進事業費へ充当いたしております。同じく目の4、節の1、農業費県補助金、新規就農者育成総合対策事業費（経営開始資金）でございますが、県交付金2,250,000円の増。1経営体分を追加しております。これは県から内報がっております。未来へつなぐ地域営農組織経営力強化支援事業費県補助金1,000,000円でございます。これは新たな農業人材等を雇用する経費を支援するものでございまして、同じく県から内報がっております。同じく目の9、節の1、地域づくり推進事業費県補助金、地域づくり夢チャレンジ推進事業費県補助金でございまして、3,422,000円の増です。これは交付決定による追加でございます。商工業振興費へ充当いたしております。

次に款の17、項の1、目の2、節の1、指定寄附金、多良木町企業版ふるさと納税寄附金が500,000円でございます。これは新たに1企業より寄附がされたための増額でございます。高校等通学助成事業に充当いたしております。

次に高校等通学助成事業指定寄附金1,200,000円でございます。これは1個人より指定寄附がされたため追加いたしております。

次に款の19、項の1、目の1、節の1、繰越金13,632,000円の増です。これは今回の一般財源として追加いたしております。

次に款の20、項の4、目の4、節の1、雑入でございますが、コミュニティ助成事業助成金、6,800,000円でございます。内訳といたしまして、これは交付決定による追加でございますが、地域防災組織育成事業、これは久米2区防災、防災班防犯会分でございます。もう一つが一般事業でございまして、黒肥地2区区民会分でございます。もう一つが同じく一般事業で多良木9区の1公民分館分でございます。

次に新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金6,457,000円でございます。これはワクチン接種1回当たり8,300円、事業助成単価でございますが、778人分でございます。次に款の21、項の1、目の4、節の1、道路整備事業債が16,600,000円、同じく目の4、節の2、指定避難場整備事業債が6,700,000円の減。同じく節の4、一時避難所整備事業債が1,400,000円の増、同じく、目の6、節の1、学校教育施設等整備事業債が4,700,000円の増。同じく節の3、過疎地域自立促進特別事業債が1,700,000円の増でございます。

次に歳出でございます。

歳出につきましては、人事異動に伴う人件費の移動等は説明を省略させていただきます。

まず、款の2、項の1、目の10、節の18、負担金補助及び交付金4,900,000円でございますが、コミュニティ助成事業補助、黒肥地2区区民会、多良木9区の1公民館分ということでございます。同じく目の20、節の12、委託料3,057,000円、新たに住民税非課税となる世帯への給付及び減税しきれなかった分の調整給付を行うための電算システム改修委託料でございます。同じく目の20、節の18、負担金補助及び交付金、低所得者緊急生活支援給付金、これは新たに住民税非課税等となる世帯への給付分でございまして、25,500,000円。対象見込み世帯数が240世帯で、1世帯当たり100,000円ということでございますが、これにプラスしまして、子ども加算対象見込み人数30人×50,000円で算定しておりますのでございます。

次に、低所得者支援及び定額減税補足給付金、これは減税しきれなかった分を調整給付とい

うことで 76,400,000 円でございます。基礎としまして、給付見込人数 1,910 人×40,000 円というところで算定いたしております。

次に、款の 3、項の 2、目の 3、学園費、節の 12 委託料、指定管理委託料 7,650,000 円でございます。これは定員に満たない措置費不足分の指定管理者委託料を追加いたしております。

次に款の 4、項の 1、目の 2、予防費、節 12、委託料、予防接種委託料 8,856,000 円でございますが、令和 6 年度から新型コロナ個別予防接種が定期予防接種となることによる追加ということでございます。同じく目の 6、環境衛生費、節の 3、職員手当等、宿日直手当 65,000 円でございますが、令和 6 年度から「熱中症特別警戒情報」が創設され、発令された場合の避難所運營業務に当たる職員の手当として追加いたしております。

次に款の 6、項の 1、目の 3、農業振興費、節の 18、負担金補助及び交付金でございますが、未来を担う農業者支援事業補助ということで 1,157,000 円でございます。これは農業機械及び農業生産施設の取得補助であり、当初予算を上回る要望があったため増額するものでございます。

次に未来へつなぐ地域営農組織経営力強化支援事業を 1,000,000 円でございます。これは新規事業でございます。新たな農業人材等を雇用する経費を支援するもので、1 法人が活用予定となっております。これは定額補助でございまして、年 100 万円が上限、最長 3 年ということでございます。

次に新規就農者育成総合対策事業交付金 2,250,000 円。新たに経営を開始する者に対する資金補助ということで、1 経営体、これご夫婦の方ですが、予定しております。

次に、同じく目の 9、農地費、節の 10、需用費 5,390,000 円でございますが、これは久米平田地区排水路、鶴地区排水路、園田地区水路、今村地区水路の修繕料でございます。

次に款の 7、項の 1、目の 2、商工業振興費、節の 17、備品購入費 1,000,000 円でございますが、当初予算ではイルミネーションを各種備品が委託料に含まれていたため、今回予算科目を備品として組替えたものでございます。

次に同じく目の 4、観光費、節の 12、委託料 1,880,000 円でございますが、ブルートレイン施設誘客を目的としたイベント等を行うための観光推進業務委託料でございます。

次に款の 9、項の 1、目の 2、非常備消防費、節の 12、委託料 2,822,000 円でございますが、消防団活動の魅力発信により団員確保を目的とした LINE アプリ開発委託料でございます。これは国委託事業の「消防団の力向上モデル事業」で実施いたします。同じく節の 17、備品購入費 1,217,000 円でございますが、消防団用各種備品及び消防ラッパ隊の制服でございます。同じく国委託事業の「消防団の力向上モデル事業」で実施いたします。同じく目の 4、災害対策費、節の 18、負担金補助及び交付金 1,900,000 円でございますが、コミュニティ助成事業補助、久米 2 区防災防犯会分でございまして、機器収納庫及び発電機等の備品でございます。

次に、款の 11、項の 1、目の 1、農業用施設災害復旧費、節の 10、需用費 1,210,000 円でございますが、黒肥地小路迫地区排水路及び多良木上大鶴地区法面の修繕料ということでございます。

末尾のほうには、給与費明細書及び地方債調書を付けております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第 24 「議案第 14 号」 令和 6 年度久米財産区特別会計補正予算 (第 1 号)

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 24、議案第 14 号「令和 6 年度久米財産区特別会計補正予算（第 1 号）」について、説明を求めます。

水田農林整備課長。

○農林整備課長（水田寛明君）

それでは、議案第 14 号、すいません。

議案第 14 号「令和 6 年度久米財産区特別会計補正予算（第 1 号）」についてご説明をいたします。

令和 6 年度久米財産区特別会計補正予算（第 1 号）は次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 101 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 15,331 千円とするものでございます。

詳細につきましては、議案説明資料にてご説明をいたします。

主な内容といたしましては、インボイス制度に伴う消費税納付による補正を行うことになっております。

事項別明細書の主なものといたしまして、歳入につきましては、款 2、項 1、目 1、財産区基金繰入金、節 1、基金繰入金 101,000 円、消費税納付に伴う公課費の増額が生じたため基金取崩しの増額補正を行うものでございます。

歳出につきましては、款 2、項 1、目 1、財産造成管理費、節 26、公課費 101,000 円。消費税納付に伴う増額が生じたため増額補正を行うものでございます。

説明を終わります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

日程第 25 「議案第 15 号」 令和 6 年度多良木町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 25 号、議案第 15 号「令和 6 年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」について説明を求めます。

新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀英治君）

それでは、議案第 15 号「令和 6 年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」についてご説明申し上げます。

令和 6 年度多良木町の介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,034 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,566,641 千円とするものでございます。

詳細につきましては、議案説明資料のほうでご説明申し上げます。

それでは、補正の主な内容でございますが、今回の補正につきましては、時間外勤務手当及び歳出還付による介護保険料の還付金について、予算に不足が見込まれることから増額し、補正予算の財源として、一般会計からの繰入金及び繰越金を増額するものでございます。

事項別明細書の主なものでございますが、まず歳入でございます。

款の 7、項の 1、目の 2、その他一般会計繰入金、節 1、事務費繰入金 751,000 円の増。

こちらは歳出予算（超過勤務手当）の補正に係る財源分として追加しております。

次に款の 8、項の 1、目の 1、繰越金、283,000 円の増。こちらも歳出予算（介護保険料過年度分還付金）の補正に係る財源分として追加しております。

次に歳出でございます。

款の 1、項の 1、目の 1、一般管理費、節 3、職員手当等、超過勤務手当 642,000 円の増、款の 1、項の 2、目の 1、賦課徴収費、節の 3、職員手当等、超過勤務手当、109,000 円の増、こちらは、人事異動等に伴い時間外勤務が増加したことにより、予算に不足が見込まれることから追加するものでございます。款の 5、項の 1、目の 1、第 1 号被保険者保険料還付金、節 22、償還金利子及び割引料、過誤納還付金 283,000 円の増でございます。こちら保険者死亡等の理由による前年度の納付済みの介護保険料の還付について、当初見込みより還付額が増加したことによる追加でございます。

末尾に給与費明細書を添付しております。

以上で説明終わります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（宇佐信行議員）

以上で、日程第 11、「議案第 1 号」から日程第 25、「議案第 15 号」までの説明が終わりました。

以上の議案については、6 月 14 日に審議採決を行います。
これで本日の日程は全部終了いたしました。
本日はこれで散会いたします。

(午後 01 時 24 分散会)